

2019年7月

お客様各位

豊田信用金庫

## 未利用口座管理手数料の新設のご案内

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

豊田信用金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、2019年10月1日(火)以降に新規開設いただく普通預金口座に導入させていただくことと致しました。

本手数料はあくまでも2019年10月1日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座に対する管理コストをご負担いただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引をされているお客様の普通預金口座が対象となることはありません。

なお、普通預金口座には総合口座も含まれます。

本手数料の詳細は次のとおりとなります。

以下 ~ 全てを満たす普通預金口座を対象と致します。	
	2019年10月1日以降に開設された普通預金口座であること。
	最後のお預入れまたは払戻し(該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い普通預金口座であること。
	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
	同一支店で、他にお預かり金融資産(定期性預金・投資信託・外貨預金・国債等)のお取引がないこと。
	お借入がないこと。
	普通預金口座の名義人が18歳以上であること。

【注】紛失などご利用を停止されている普通預金口座、インターネット専用普通預金口座も対象となります。

本手数料の対象となる普通預金口座をお持ちのお客様に、お取引状況をお知らせする文書「ご案内」をお届けの住所に事前に差し上げ、一定期間(約3ヶ月)経過後に、年間1,200円(消費税別)の手数料を対象口座から引落しさせていただきます。

【注】お客様の口座残高以上のご負担はありません。

【注】送付した「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

【注】本手数料のご返却および解約された口座の再利用には応じ致しかねます。

なお、お取引状況をお知らせする文書「ご案内」により、口座をご確認いただき、再度利用していただくか、ご利用の予定が無い場合は、口座の不正利用防止の観点からご解約されることをお勧めします。

当金庫では、今後もお客様にご満足いただけますよう、より一層のサービス向上に努めてまいります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。